

呉市教育委員会議題
(令和5年2月20日定例会)

呉市教育委員会

令和5年2月20日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 4 教議第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について
- 5 教議第8号 臨時代理の承認について（呉市いじめ問題等調査員会条例の一部を改正する条例の制定）
- 6 報告第5号 令和5年度「呉の学校教育」について
- 7 教議第9号 学校運営協議会の設置について
- 8 報告第6号 寄附受納について
- 9 教議第10号 学校施設の建設計画について
- 10 教議第11号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
- 11 教議第12号 演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について
- 12 教議第13号 呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
- 13 教議第14号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）
- 14 教議第15号 天応学園学校運営協議会委員の委嘱について

報告第4号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

令和4年度（4月1日～令和5年2月15日まで）

発生した学校	臨時休業を 実施した学校	陽性となった 学校関係者
小 2,104 校	小 357 校	児童 4,408 名
中 1,202 校	中 158 校	生徒 2,167 名
高 94 校	高 19 校	教職員 430 名
延べ 3,400 校	延べ 534 校	計 7,005 名

2 学校の対応について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ・「三つの密」の回避
- ・人と人との距離の確保
- ・マスクの適切な着用
- ・手洗い等の手指衛生
- ・換気
- ・発熱等の場合には、登校・出勤しない。

(2) 学校行事については、できる限りの感染症対策を講じた上で実施

教議第 7 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則を次のように定める。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則

呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち保護者から徴収する額を定める規則（昭和 36 年呉市教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金について、必要な事項を定めるものとする。

（共済掛金の額）

第 2 条 保護者から徴収する共済掛金の額は、児童生徒一人当たり年額 460 円（保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者である児童生徒にあっては、一人当たり年額 20 円）とする。

（共済掛金の免除）

第 3 条 前条の規定にかかわらず、保護者が次のいずれかに該当するときは、経済的理由により共済掛金を徴収しないことができる。

（1）生活保護法の規定による保護を受ける者

（2）呉市就学援助費支給規則（昭和 42 年呉市教育委員会規則第 1 号）の規定により就学援助費を受ける者

（委任規定）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

要保護児童生徒の共済掛金の額について所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について

1 改正の趣旨

要保護児童生徒の共済掛金の額について、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

要保護児童生徒の共済掛金の額を一人当たり年額20円と定めます。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則

現 行	改正案
<u>呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち保護者から徴収する額を定める規則</u>	<u>独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則</u>
	(趣旨)
<u>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定による呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童又は生徒についての共済掛金の額のうち、その保護者（法第15条第1項第7号に規定する児童生徒の保護者をいう。）から徴収する額は、児童又は生徒一人当たり460円とする。</u>	<u>第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金について、必要な事項を定めるものとする。</u>
<u>ただし、当該徴収されるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを徴収しないものとする。</u>	<u>(共済掛金の額)</u>
	<u>第2条 保護者から徴収する共済掛金の額は、児童生徒一人当たり年額460円（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である児童生徒にあつては、一人当たり年額20円とする。）</u>
	<u>(共済掛金の免除)</u>
	<u>第3条 前条の規定にかかわらず、保護者が次のいずれかに該当するときは、経済的理由により共済掛金を徴収しないことができる。</u>
<u>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者</u>	<u>(1) 生活保護法</u>
<u>(2) 呉市就学援助費支給規則（昭和42年呉市教育委員会規則第1号）による就学援助費を受ける者</u>	<u>の規定による保護を受ける者</u>
	<u>(2) 呉市就学援助費支給規則（昭和42年呉市教育委員会規則第1号）の規定により就学援助費を受ける者</u>
	<u>(委任規定)</u>
	<u>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</u>

教議第 8 号

臨時代理の承認について（呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正
する条例の制定）

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成 19 年呉市教育委員会規則第 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例

呉市いじめ問題等調査委員会条例（平成26年呉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 調査委員会の庶務は、呉市教育委員会事務局学校安全課において処理する。	(庶務) 第9条 調査委員会の庶務は、呉市教育委員会事務局学校安全課（以下「学校安全課」という。）において処理する。 <u>ただし、学校安全課が第2条の調査の対象となる場合、その他調査委員会からの意見に基づき、学校安全課に処理をさせることが適当でないと呉市教育委員会が判断した場合は、呉市教育委員会が指定する課において処理する。</u>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市いじめ問題等調査委員会の庶務に係る規定の整備をするため、この条例案を提出する。

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨及び内容

呉市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が調査をする必要があると認める事態（以下「重大事態等」といいます。）についての事実関係を調査し、及びその結果を教育委員会に報告するための附属機関として、呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を設置し、その庶務を学校安全課が処理することとしています。

しかし、調査委員会の調査及び報告に係る重大事態等に学校安全課が関わっている等の場合にその庶務を学校安全課が行うことは、当該調査及び報告の中立・公正を担保できないおそれがあります。

このため、学校安全課が調査委員会の調査対象となる場合その他調査委員会からの意見に基づき、学校安全課に処理をさせることが適当でないと教育委員会が判断した場合には、教育委員会が指定する課が調査委員会の庶務を処理することとするものです。

2 施行期日

公布の日

1

4

令和5年度「呉の学校教育」

未来を創る人材の育成

呉に学び、
自分を磨き、
未来を創る



呉市では、教育大綱の目標として「若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち」「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を掲げています。その実現に向け、令和4年3月、呉市における教育の振興に関する基本的な計画である「呉市教育振興基本計画」を策定しました。

これらを受け、学校教育においては、未来を創る人材の育成を目標とし、「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にした支援の充実」を重点施策として掲げ、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。

そのために、小中一貫教育の取組を基盤とし、ICTを効果的に活用しながら、家庭や地域社会と共に、全ての子どもたちにとって安全・安心で、信頼される学校づくりをめざします。



呉市教育大綱



呉市教育振興基本計画

呉市教育委員会

このリーフレットは
呉市教育委員会
学校教育課ホームページに
掲載しています。



呉に学び，自分を磨き，未来を創る

【呉の学校教育グランドデザイン】

“つながり”を重視した教育を展開し，新しい時代に求められる資質・能力を育成します！



目指す姿の“つながり”

心身の発達の段階や特性を踏まえ，幼児教育，小中一貫教育（小・中学校），高等学校教育等を通じて，系統的に資質・能力を育成します。

異年齢や学校段階等間の“つながり”

異年齢の子どもなど，様々な人々と世代を越えた交流を通して，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い，自尊感情の向上を図ります。

家庭，地域社会との“つながり”

教育方針や特色ある教育活動の取組，子どもの状況などについて家庭や地域社会の理解を求め，協力を得るとともに，連携を図りながら教育活動を展開します。

「地域の人・もの・こと」との“つながり”

各中学校区の特色を生かし，地域の人・もの・ことを活用しながら，世界につながる教育，未来につながる教育を展開します。
また，多様な学びを子どもたちが地域等で表現する“学びの発信”を大切にします。

学んだことを人生や社会に生かそうとする

学びに向かう力,人間性等

生きる力

実際の社会や生活で生きて働く
知識及び技能

未知の状況にも対応できる
思考力,判断力,表現力等

生きる力

学習内容，学習対象，学習範囲を広げながら，一人一人のよい所を伸ばし，新しい時代に求められる資質・能力を育成します

小 中 一 貫 教 育

中 1 ギャップの解消と自尊感情の向上のための取組を基盤とした資質・能力の育成

幼児教育

前 期

中 期

後 期

高等学校教育等

小 1

小 2

小 3

小 4

小 5

小 6

中 1

中 2

中 3

目指す姿

であう

- ・先生や友達にであう
- ・地域の人・もの・ことにであう

かかわる

- ・地域の人・もの・ことと**かかわる**

つながる

- ・地域の人・もの・ことと**つながる**

貢献する

- ・自他の成長のために**貢献する**
- ・地域社会に**貢献する**

創り出す

- ・持続可能な社会の創り手として
新たな価値を**創り出す**

カリキュラムマップ

各中学校区で設定した資質・能力の育成に向け，総合的な学習の時間を核として，9年間を見通した教育活動の全体像

呉版年間指導計画

カリキュラムマップに基づき，資質・能力を育成するために，より効果的に各教科等の単元等を配列した各学年の年間指導計画

地域社会課題解決型キャリア教育カリキュラムなど
持続可能な地域社会の構築に
向けた探究的なカリキュラム

呉版接続 カリキュラム

アプローチカリキュラム（年長），スタートカリキュラム（小1）
保幼小の円滑な接続により，「育ってほしい姿」に向かうプロセスを大切に，安心して自己発揮できる教育・保育活動や環境等を創造するカリキュラム

カリキュラム・マネジメントの充実

連携・協働

家庭・地域社会

「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」を育成します

自己を 認識する力

自分は何が好きなのか，
自分はどういう人間なのか，
など，自分自身のことを
理解することができる力

自分の人生を 選択する力

自分の将来の夢や目標，
自分がやりたいことなどに
ついて，自分で考え，選
択し，自分の意志で決める
ことができる力

表現する力

自分自身のこと，自分の
考えや思いを，相手に理
解してもらえよう工夫し
ながら伝えることができる力

呉市教育振興基本計画

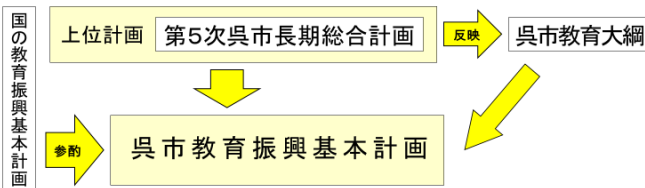
呉市では、社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を持ち、教育行政を計画的・体系的に進めるため、令和4年3月、「呉市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、目標を「未来を創る人材を育てる」とし、3つの基本施策を展開しています。

基本施策

- 義務教育の充実
- 高等学校教育の充実
- 安全・安心な教育環境の充実

【呉市教育振興基本計画の位置付け】

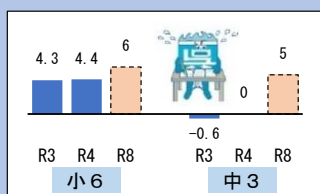


呉市の子どもの状況

（R8は「呉市教育振興基本計画」における目標値）

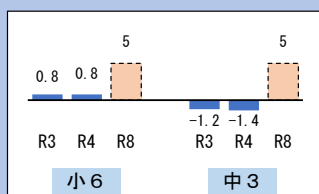
学力の状況は？

国語
(全国平均正答率との差)



《全国学力・学習状況調査》

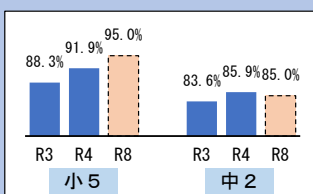
算数・数学
(全国平均正答率との差)



《全国学力・学習状況調査》

体力の状況は？

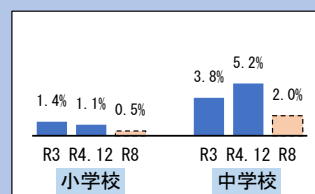
運動やスポーツが好き



《全国体力・運動能力、運動習慣調査》

不登校の状況は？

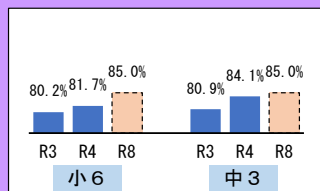
不登校児童生徒の割合



《児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査》

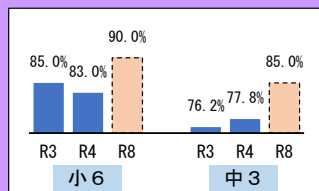
子どもたちの意識は？

自分にはよいところがある



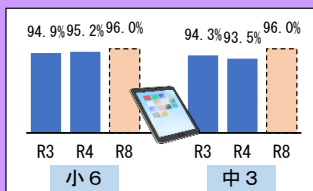
《全国学力・学習状況調査》

将来の夢や目標がある



《全国学力・学習状況調査》

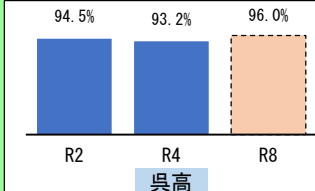
タブレット端末を活用するのは勉強に役立つ



《全国学力・学習状況調査》

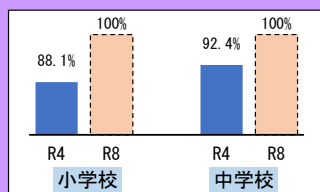
呉高等学校の状況は？

呉高等学校に行かせてよかったと感じている保護者



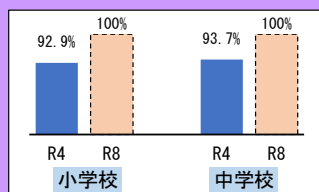
《学校評価（学年末）アンケート》

自分が住む地域に起こりやすい災害について理解している



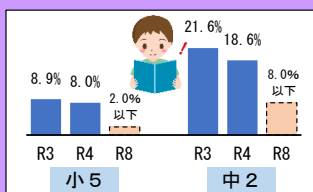
《「呉市学校防災週間」取組内容調査》

災害時に避難する場所や避難の仕方について理解している



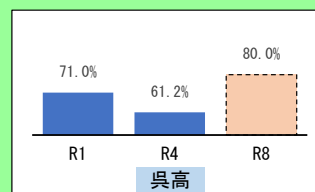
《「呉市学校防災週間」取組内容調査》

1か月の間に本を1冊も読んでいない



《広島県児童生徒学習意識等調査》

年間1回以上ボランティア活動に参加した



《学校評価年度末結果》

令和5年度 「呉の学校教育」 重点施策

令和5年度、呉市では「安全・安心で信頼される学校」づくりを基盤としながら、「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にした支援の充実」の3つを重点施策として取組を進めます。

防災教育の深化

授業改善の推進

個を大切にした支援の充実

防災教育の深化

～「自分の命は自分で守る力」を育成します～

地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育

◆呉市学校防災週間（7月6日を含む1週間）



子どもたちの声・・・

- 地域の方に話を聞いて、防災について自分事として、考えることができた。
- 改めて、自分がかかり危険な地域に住んでいることが分かった。
- 実際に地図に書き込むことで、より危険な場所が分かりやすくなった。

各学校の実態に合った
取組を充実させ、主体
的に行動する態度を養
います！

◆「呉市防災教育のための手引き」を活用した実践

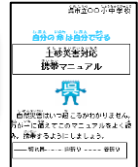
※義務教育7年間を見通し、土砂災害・洪水・高潮に重点を置いたカリキュラム

【算数科】「時間と長さ」の単元で
100mを歩く時間を測定し、時
間をもとに家から避難所までにか
かる時間を計算する学習



◆土砂災害対応携帯マニュアル（毎年、出水期前に全ての子どもたちへ配付）

家庭を巻き込
んだ取組を進
めます。



全ての子どもが家庭に持ち帰り、保護
者と話し合いながら自分の避難場所
や避難経路、避難のタイミングなどにつ
いて確認します。

◆呉市防災教育研修会

（講師を招き、防災に関する専門的な研修）



教職員研修を充実させます。

◆地域との合同防災訓練

学校・家庭・地域
が連携し、ともに
防災力を高めま
す。



授業改善の推進

～子どもの主体的な学びを実現します～



（授業改善の推進）

全ての教職員で進める授業づくり

◆生徒指導の実践上の視点

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成



子どもの具体的な姿
を思い浮かべながら、
児童生徒理解に基づ
いた授業づくりを行
います。

◆全ての子どもが「分かる・できる」ための工夫

- ・学習ルール（発表の仕方等）の設定
- ・肯定的な評価（自己評価・他者評価・相互評価等）
- ・学習内容の視覚提示
- ・学習形態の工夫（ペアやグループによる話し合い活動）



お互いのよいと
ころを見付けよう。

グループの友達と
話し合いをすると考
えが深まったよ。

◆子どもの問いを生かした「考える授業づくり」

- ・子どもが生み出す問いの活用
- ・子どもの問いを基にした学習課題の設定
- ・問いの解決に向けた「思考を促す発問」の工夫
- ・振り返りの充実



先生が話しすぎず、
子どもの思考の時間を確保します。

なぜだろう。



どうしたら
いいのかな。

小中で進める授業改善

◆呉市「学びの変革」推進研修会



各校の「学びの変
革」推進担当教員
を対象に、研修を
行います。

◆小中一貫教育推進コーディネーター研修会



各校の小中一貫教育
推進コーディネーター
を対象に、研修を行
います。

ICTの効果的な活用

個を大切にしたい支援の充実

～一人一人の実態や思いに寄り添います～

個に応じた支援と居場所づくり

◆SSR(ス・シャル・ートルム)の設置



不登校、不登校傾向の子どもが、学校との
つながりを途切れないようにするために継
続的に利用できる場所です。社会的自立に
向けて支援します。

◆呉市適応指導教室〔つばき学級〕



3つの教室があります。
指導員が2人ずついます。
◇中央教室(すこやかセンター4階)
◇延崎教室(延崎小学校内)
◇安浦教室(安浦まちづくりセンター三津口分館内)

◆相談窓口の紹介



相談することの大切さを伝
え続けます。
校内、校外の相談窓口を紹
介し、相談には寄り添って
対応します。

◆集中できる学習環境づくり～呉市のスタンダード～



すっきりした
黒板まわり

整然とした
机の配置

ロッカーの
整理整頓

◆支援のための会議



スクールカウンセラーや
スクールソーシャルワ
ーカーにも助言を得なが
ら、情報共有したり、支
援の具体を検討したりし
ます。

安全・安心で信頼される学校

～児童生徒が安心して学び、成長する場としての居場所～

学校における働き方改革の推進

呉市では、教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間が確保できるよう、「学校における働き方改革取組方針」を策定し、教職員の働き方改革を推進しています。

「学校における働き方改革取組方針」目標・成果指標

- ① 児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く）の割合を、令和4年度末には80%以上とする。 … 令和4年度の肯定的な回答の割合 84.5%
- ② 時間外在校等時間（在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。 … 目標を達成した教職員の割合 71.5%

～具体的な取組～

学校評価・人事評価への働き方改革に関する項目の位置付け、校務支援システムの導入、部活動休養日の設定、夏季・冬季一斉閉庁の実施、留守番電話の導入、ストレスチェック、児童生徒及び教職員への一人1台のタブレット端末の貸与等

教職員による不祥事の根絶

安全・安心で信頼される学校であるために、教職員による不祥事の根絶に取り組んでいます。

～具体的な取組～

- 不祥事根絶のための行動計画の作成及び各学校のHPへの掲載
- 校内服務規律研修の計画的な実施
- 不祥事防止委員会の計画的な実施及び校内巡回の実施
- 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」「パワー・ハラスメント相談窓口」の周知の徹底
- 不祥事防止アンケートの実施
- 「不祥事0(ゼロ)宣言カード」の活用
- 交通関係法規の遵守及び管理職による運転免許証の確認
- 学校諸費会計等の適正な執行及び管理の徹底（「月末決算書類一覧表」の活用）

「小中一貫教育」を進める呉の学校 ～一体型、分離型、義務教育学校～

これまで積み重ねてきた小中一貫教育の取組を基盤として、それぞれの形態で、特色を生かした取組を進めます。

一体型	分離型	義務教育学校
 呉市立〇〇小学校・呉市立〇〇中学校 中学校と小学校の施設が一体化している中学校区です。 4中学校区が施設一体型（広南、警固屋、呉中央、倉橋）	 呉市立〇〇中学校 呉市立△△小学校 呉市立□□小学校 中学校と小学校の施設が離れている中学校区です。	 呉市立天応学園 コミュニティ・スクールを導入します。 9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施した学校です。 令和5年度、呉市初の義務教育学校「天応学園」開校



（小中一貫教育）

令和5年度 取組の紹介

学びの充実に向けて取り組んでいます！

◆ 小中一貫教育の推進



- ・ 小中で創る「未来の学び」実践事業において、研究指定した中学校区の研究成果を呉市全体に普及
- ・ 小中一貫教育推進加配講師を措置し、乗り入れ授業の実施
- ・ 異学年交流や小中合同行事の実施

◆ GIGAスクール構想の着実な推進



- ・ 学習支援アプリ「ロイノ・スクール」で仲間とともに創る学びを支援
- ・ AI型デジタルドリル「Qubena」で一人一人に応じた学びを支援
- ・ 上記の学びを一体的に充実させ、新しい時代に求められる力を育成

◆ 英語教育の充実



- ・ 外国人講師(ALT)や小中一貫教育推進加配講師との授業を通して、生きた英語に触れる機会の充実
- ・ 「呉版外国語科学習到達目標」を小中で共有し、小中のつながりを意識した指導と評価の充実
- ・ 5ラウンドシステムを取り入れた中学校英語授業による英語力の向上

◆ 特色を生かした高校教育の推進



- ・ 多様な科目選択による学際的な学びの展開
- ・ ESD・SDGsを基軸とした教育内容づくりの推進
- ・ ICT機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現、情報活用能力の育成

一人一人の状況に応じて支援します！

◆ 不登校や不登校傾向、障害のある児童生徒へ



- ・ 生徒指導員(12名)
- ・ 学校教育指導補助員(58名)
- ・ 学校生活適応支援員(3名)
- ・ 特別支援学級指導員(52名)
- ・ 校内適応指導教室指導員(4名) **新規**

◆ 日本語指導が必要な児童生徒へ



- ・ 外国籍等の子どもの受入体制の充実
- ・ 授業や懇談会における母国語通訳による支援(人権教育相談員)
- ・ 学校通信等の翻訳
- ・ 日本語指導のための講師(非常勤)措置

◆ 就学が困難な児童生徒へ



- ・ 経済的に困っている家庭への就学支援
- ・ 遠距離等通学費に対する支援
- ・ スクールバス・タクシーによる通学支援

豊かな心と身体を育成します！

◆ 学校図書館の充実



- ・ 学校と学校司書(15名)が共に進める学校図書館の整備・充実
- ・ 各教科等における学校図書館の利活用の促進
- ・ 読み聞かせや推薦図書の紹介など、読書習慣の形成に向けた取組
- ・ 読書習慣の形成を支える環境整備

◆ ふるさと文化探訪、リンクアップコンサート等



- ・ 呉の文化や歴史に触れるふるさと文化探訪
- ・ 呉市立美術館・蘭島閣美術館の見学
- ・ オーケストラ鑑賞教室(リンクアップコンサート)や地域等の講師による洋楽鑑賞会・邦楽鑑賞会

◆ いじめ撲滅キャンペーンの実施(年間2回)



- ・ 「いじめ0」ののぼりを持つてのあいさつ運動
- ・ いじめをテーマにした道徳の授業
- ・ 「いじめ撲滅宣言文」の唱和
- ・ いじめ撲滅標語コンクールの実施『傍観者 実はあなたも 共犯者』(令和4年度最優秀賞受賞作品)

◆ 魅力ある道徳教材の活用



- ・ 自作資料集「心豊かでたくましい呉の子どもをはぐくむ道徳」第1集～第3集の活用
- ・ 「日本遺産を題材とした道徳学習プログラム」の活用

◆ 健康・体力の推進



- ・ トップアスリートによる体育の授業や部活動指導
- ・ 「くれ・チャレンジ・マッチ・スタジアム」の活用(ホームページを通じて、楽しく競い合える種目に学級単位で参加)

安全・安心で快適な教育環境の整備をします！

◆ 特別教室等への空調整備やトイレの洋式化



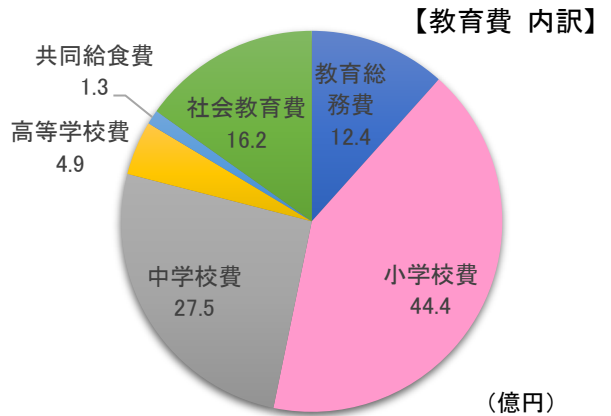
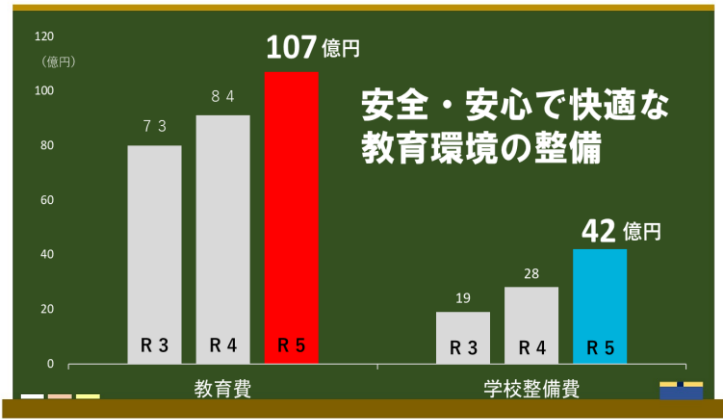
- ・ 耐震補強工事や代替工事(坪内小、宮原小、港町小)
- ・ 特別教室等の空調整備(小・中・義務教育学校はR5完了予定)
- ・ トイレの洋式化(R7完了予定)
- ・ 天応学園の既存校舎の改修等

◆ 笑顔生み出す中学校給食の実現



R5	広南、天応
R6	仁方、郷原、阿賀、和庄、東畑、両城、吉浦
R7	白岳、広中央、横路、片山、呉中央、昭和、昭和北

教育費予算（教育委員会所管分）



市立学校の概要

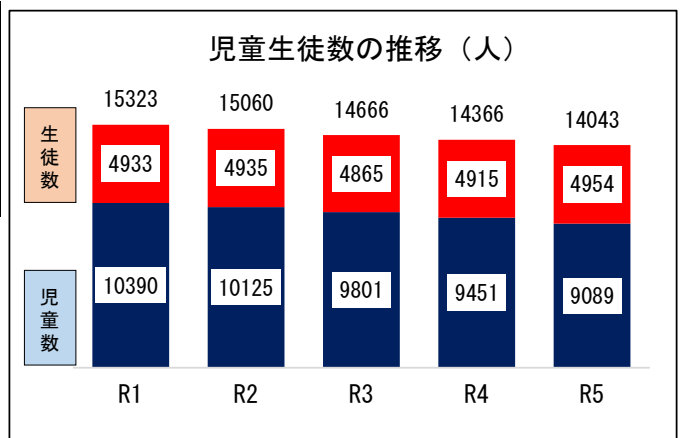
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
学 校 数	34	24	1	1
児童生徒数	8,868	4,845	279	467
学 級 数	423	205	14	12

※学校数以外の数値は令和5年2月1日現在

最新の児童生徒数等は
こちらへ

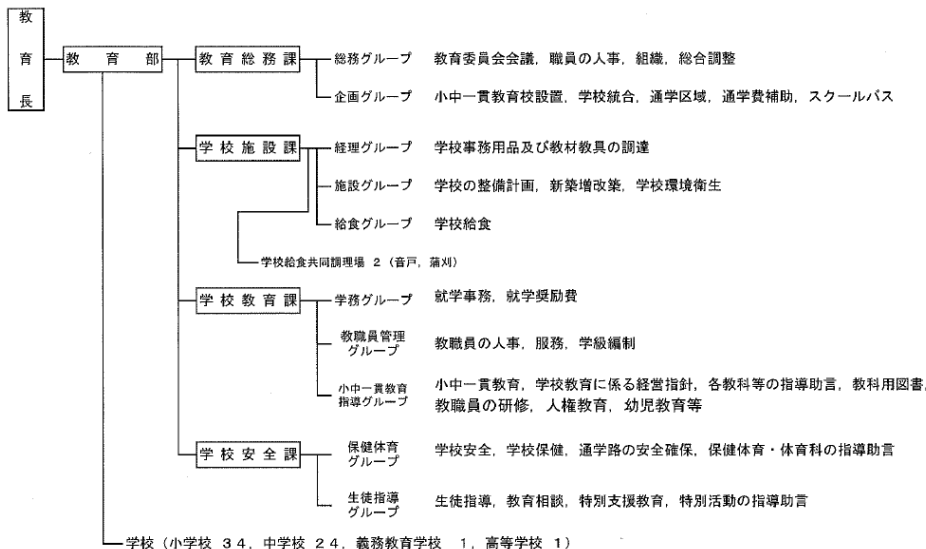


令和5年度から、
義務教育学校が
加わりました。



※呉高等学校を除く。

機構及び事務分掌，問い合わせ先



- ◇転校，転学に関すること (0823)25-3453
- ◇就学援助に関すること (0823)25-3568
- ◇通学バスに関すること (0823)25-3625

- ◇いじめ，不登校
特別支援教育に関すること (0823)25-3459
- ◇体罰・セクハラ相談
パワハラ相談 (0823)25-3614



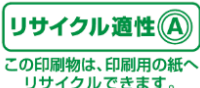
「歴史とものづくり
のまち」呉の主な
あゆみ



小中一貫教育
関係法令等



呉市が進める
小中一貫教育の
あゆみ



呉市教育委員会事務局 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

教育総務課 (0823) 25-3444

学校教育課 (0823) 25-3568

学校施設課 (0823) 25-3446

学校安全課 (0823) 25-3456

子どもの主体的な学びを実現します

全ての教職員で進める授業づくり

子どもの問いを生かした「考える授業づくり」

導入は短時間で！

問い

おや？どうして？
どうすればいいの？

学習課題

教科等固有の見方・考え方

個で **考えをもつ**
↓
集団で **考えを広げ深める**
↓
個で **考えを再構成する**

振り返り

～ができて、うれしかった！
比較すると、～に気付くことができた！
自分の考えが～から…に変わった！
～という新たな問いができた！
次は、～をやってみよう！

児童生徒が生み出す**問い**

新たな出会いによって、“ずれ”や“隔たり”、“あこがれ”を感じさせるなど、児童生徒が**問い**を生み出すような手立てを講じよう。

児童生徒の**問い**を基にした学習課題

児童生徒から**問い**を引き出し、そのときの発言（気付きなど）を生かして、学習課題を設定しよう。

指導者が話しすぎず、児童生徒の思考の時間を確保します。

問いの解決に向けた“思考を促す発問”

考えるための技法を活用させる発問例

順序付ける	どれがより～でしょうか。
比較する	AとBを比べて同じ（違う）ところはどこでしょうか。
分類する	どのように分けることができるでしょうか。
関連付ける	AとBにはどのような関係があるでしょうか。 Aが～なのは、なぜでしょうか。
多面的・多角的に見る	Aの立場なら、どうでしょうか。 ～の面では、どうでしょうか。
理由付ける	なぜ、～なのでしょう。 なぜ、そう考えたのですか。
具体化する	自分たちの周りで考えると、どんなものがあるでしょうか。

授業づくり見直しのポイント

- 児童生徒の学習意欲を喚起するように導入を工夫している。
- 教師が話しすぎず、児童生徒が自ら思考し、表現できるような言語活動を設定している。
- 目標を達成するため、必要に応じて協働的な学びの場を設定している。
- 多様な考えを引き出す問いの工夫をしている。
- 本時の目標に対応したまとめを、児童生徒の言葉で表現できるようにしている。
- 本時の目標を達成することが難しいと予想される児童生徒に対して、効果的な手立てを講じている。

“発問”見直しポイント！

- 何のための発問なのか、意図が明確である。
- どのような言葉で問うか、吟味されている。

児童生徒の反応を想定しながら発問計画を立て、学習指導案に位置付けましょう。
また、発問するときは、「話す速さ」「声の出し方」「問の取り方」「表情」など、児童生徒をひきつける工夫をすることが大切です。

「考える授業づくり」を進める上で大切な

全ての子どもが「分かる・できる」ための工夫例

【場の構造化】

- 物の配置などを固定化して整理整頓し、教室を機能化する。
→指導者の指示がなくても準備等を行いやすくなる。
→刺激を調整することにもつながる。

（例）「調べコーナー」や「丸付けコーナー」の常設



【学習ルールの設定】

- 発表の仕方などの学習ルールを子どもたちと共につくっていく。
→発言しやすい。安心して活動できる。

【発表の仕方(例)】

（名前を呼ばれたら）
「はい、～だと思います。」
「わけは、～だからです。」
「みなさん、どうですか。」
「分かりました。」

【時間の構造化】

- 見通しがもてるように単元や授業の流れなどを示す。
→落ち着いて活動しやすい。



【学習の流れ(例)】

- ①あいさつ
- ②クイズ
- ③めあての確認
- ④教科書を読む。
- ⑤・・・
- ⑥・・・
- ⑦・・・

【学習内容の視覚提示】

- 学習内容に関連した興味・関心のあるものなどの提示等
→児童生徒の注意を喚起しやすい。

「市」の周りの9つの「レ」は、何を意味しているのかな？



【モデル・ヒント・観点・視点の提示】

- 解決できるイメージがもてるようにモデルやヒントで視覚化する。
→活動しやすくなる。
- 観点や視点を示す。
→考えたり話し合ったりしやすくなる。

（例）共通点は何か？



【動作化・作業化】

- 表現に気付き、理解を深めるために身体を使う。
→相手の気持ちや状況を理解しにくい児童生徒が実感しやすくなる。



【肯定的な評価】

- 取り組もうとしていることを、肯定的に評価する。取り組んでいることを、スモールステップで評価する。
→意欲をもち、持続しやすくなる。
- 自己評価・他者評価・相互評価等
→できたことや課題を認識しやすくなる。

（例）ここができるようになったね。



【学習形態の工夫】

- ペアやグループによる話し合い活動
→積極的に意見を述べやすい。
→言語化することで思考を整理する。
→共有化することで学習を深める。

子どもの実態に沿って何のために行うのか、目的に応じて活用してね！



「考える授業づくり」の基盤となる

生徒指導の実践上の視点

【自己存在感の感受】

- 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切
- 自己肯定感や自己有用感を育ぶことも極めて重要



【共感的な人間関係の育成】

- 支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台
 - ・ 失敗を恐れない
 - ・ 間違いやできないことを笑わない。むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える

【自己決定の場の提供】

- 自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要
 - ・ 授業場面で自らの意見を述べる
 - ・ 観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等

【安全・安心な風土の醸成】

- お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがづくり上げるようにすることが大切

※ 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要

※ 自己指導能力：児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決定し、実行する力

中学校区の特色ある取組

児童生徒で創る学び



小中いっしょに呼びかける いじめ撲滅週間

朝の挨拶運動で、中学生と小学生が「いじめ0」ポーズで、いじめ撲滅を呼びかけています。
(東畑中学校区)



よく(4・9)ばり交流で 創作スーパー神楽

総合的な学習の時間で、9年生(中3)から4年生(小4)へ、21年続く神楽を継承しています。
(警固屋中学校区)



中学生が小学生に 日本の伝統文化を伝える

地域の方々から学んだ日本の伝統文化の魅力を中3が小5に伝えています。
(広南中学校区)



5・9活動「ホテルの里」 クリーン活動

宮原地区の小・中・高等学校の子どもたちが地域の方と共に「ホテルの里」を清掃しています。
(宮原中学校区)



中学生と小学生が リモートで英会話

授業で学習した英語表現を使って、小6と中3が「夏休みの思い出」を英語で交流しています。
(川尻中学校区)



一足先に中学生気分 小6の部活体験

中学生から部活動についての説明を受け、小6が中学校生活への期待を膨らませています。
(和庄中学校区)

小中をつなぐ指導の工夫



乗り入れ授業を 保護者に公開

中学校の先生が専門性を生かして指導する乗り入れ授業。保護者にも公開しています。
(両城中学校区)



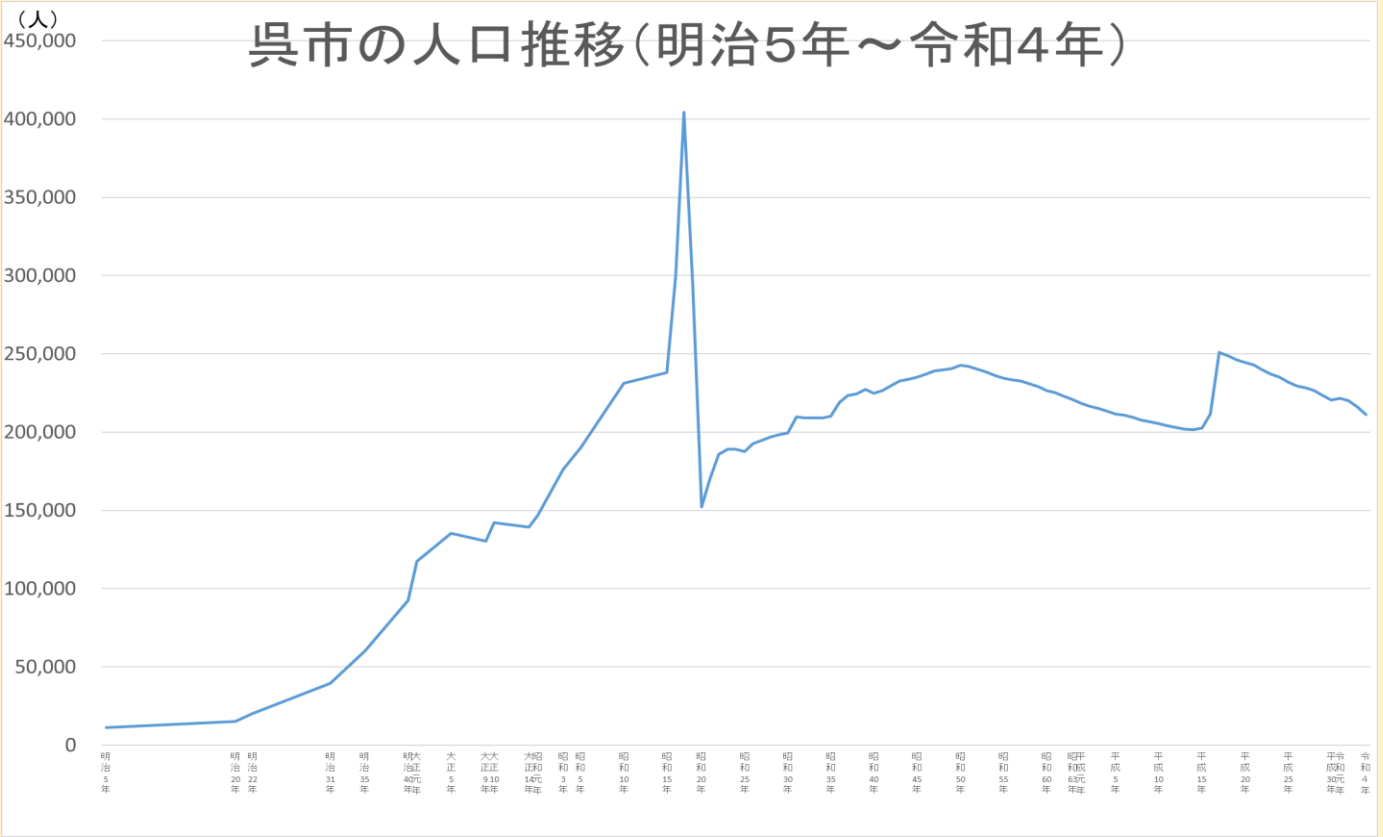
オンラインで行う 小中合同研修会

距離の離れた3校がリモートで、中学校区の研究テーマに基づき学習指導案を検討しています。
(昭と北中学校区)

「歴史とものづくりのまち」呉の主なあゆみ

時代・年月	主なできごと
古墳時代（4世紀頃）	（蒲刈）蒲刈町大浦で土器を用いて製塩開始（沖浦遺跡（現県民の浜））
嵯峨26（618）年～宝龜9（778）年	（倉橋）安芸国で遣唐使船建造（「日本書紀」「続日本書紀」）
仁安年中（1166～1169）	（安浦）西行法師が厳島神社へ参詣途中に高富浦に風待ちで寄港
仁安2（1167）年2月	（音戸）平清盛、厳島神社参詣
江戸時代初期	（下蒲刈）三ノ瀬に本陣・番所・茶屋が整備され、西国大名・朝鮮通信使・琉球使節などが寄港
寛文6（1666）年	（豊）御手洗で屋敷地町割りの許可を得て、町場が形成される
元禄6（1693）年	（豊浜）豊島の漁師徳右衛門らが尾久比二窓の鳥付網代（アビ漁場）発見
安政6（1859）年	（川尻）上野八重吉が出雲・熊野から筆職人を雇い、川尻筆の製造開始
明治22年 7月	呉鎮守府開庁
明治35年10月	和庄町、莊山田村、宮原村、二川町を合併して呉町となり同時に市制を施行 人口 57,169 人
明治36年11月	造兵・造船の2廠を合わせて呉海軍工廠となる。
明治36年12月	呉線（呉～海田市）鉄道開通
明治42年10月	市内電車（西本通～本通9丁目）開通 日本で6番目（呉電気鉄道（株））
大正 7年 4月	海軍上水道分水工事完成 一般給水を開始
昭和 3年 4月	吉浦町、警固屋町、阿賀町を呉市に合併 人口 169,095 人
昭和 3年12月	松本 清 作詞、藤井 清水 作曲の「呉市歌」を正式に市歌として告示
昭和10年11月	三呉線（呉～糸崎）開通
昭和15年 8月	世界最大の戦艦「大和」進水
昭和16年 4月	賀茂郡広村、仁方町を呉市に合併 人口 259,584 人
昭和18年	人口 404,257 人となり過去最高となる
昭和20年 7月	呉空襲（第3回空襲） 市内中央部壊滅 死者 1,817 人、被災家屋 22,168 戸
昭和20年 9月	枕崎台風 死者 1,154 人
昭和20年11月	戦後初の人口調査実施 人口 152,184 人
昭和25年 6月	旧軍港市転換法公布施行
昭和26年 8月	旧呉工廠をNBC呉造船部として開所
昭和31年10月	天応町、昭和村、郷原村を呉市に合併 人口 209,987 人
昭和42年 7月	昭和42年7月豪雨 死者 88 人 負傷者 467 人
昭和42年12月	市内電車廃止
昭和47年10月	呉市民憲章及び呉市民の花「つばき」呉市民の木「かし」と決定
平成11年 6月	梅雨前線集中豪雨 死者 8 人 2時間雨量 136 mm
平成12年11月	特例市指定
平成13年 3月	芸予地震発生 震度5強 死者 1 人
平成14年10月	呉市制100周年記念式典開催 人口 203,034 人
平成15年 4月	安芸郡下蒲刈町と合併 人口 206,220 人
平成16年 4月	豊田郡川尻町と合併 人口 213,549 人
平成17年 3月	安芸郡音戸町、倉橋町、蒲刈町、豊田郡安浦町、豊浜町、豊町と合併 人口 259,224 人
平成28年 4月	中核市指定 人口 232,393 人 呉市を含む旧軍港四市が「日本遺産」に認定
平成29年 2月	呉市公式キャラクター「呉氏」誕生
平成29年10月	朝鮮通信使関連資料がユネスコ「世界の記憶」に登録
平成30年 5月	「北前船寄港地・船主集落」が「日本遺産」に認定
平成30年 7月	平成30年7月豪雨災害 死者 25 人 負傷者 22 人
平成31年（令和元年）	呉鎮守府開庁130周年

令和	2年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大のため、呉市内の小・中・高等学校で一斉臨時休校
令和	2年	4月	呉市での新型コロナウイルス感染症患者の発生
令和	2年	6月	亀ヶ首発射場跡が日本遺産の構成文化財として追加認定
令和	4年	3月	人口 211,359 人（令和 4 年 3 月末現在）
令和	4年10月		呉市制 1 2 0 周年記念日式典開催 人口 210,070 人



関係法令等

(平成18年改正)

義務教育の目的

教育基本法 第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

(平成19年改正)

義務教育の目標(10項目)

学校教育法 第21条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (2) 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (3) 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (5) 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- (6) 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (7) 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (8) 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- (9) 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (10) 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

小学校の目的

学校教育法 第29条

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

中学校の目的

学校教育法 第45条

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

義務教育学校の目的

学校教育法 第49条の2

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

(平成27年一部改正)

学校の範囲

学校教育法 第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

呉市では・・・

(令和5年一部改正)

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則 第4章第19条

校長は、義務教育の9年間で一貫した教育を推進し、法に掲げる義務教育の目標の達成に努めなければならない。

呉市が進める

小中一貫教育のあゆみ

				第1期				第2期				第3期							第4期	
H12	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5

中1ギャップの解消と自尊感情の向上に重点を置いた取組

資質・能力の育成に向けた取組

小中連携の研究開発の指定を受け、研究開始

文部省から、現在の呉中央学園（五番町小、二河小、二河中）が

中央教育審議会へ報告

中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」

教育基本法改正

呉市全中学校区で小中一貫教育を開始

呉市小中一貫教育研究事業を開始（2年指定）

小中一貫教育全国サミットin呉の開催

中央教育審議会 初等中等教育分科会にて成果を報告

学校教育法一部改正（小中一貫教育制度の導入）

全ての中学校区で
研究公開

「呉の学校教育」ブランドデザイン策定

第五次呉市長期総合計画策定

呉市教育大綱策定

呉市教育振興基本計画策定

小中で創る「未来の学び」実践事業を開始（2年指定）

天応地区に義務教育学校を設置



呉市の小中一貫教育の特徴は？

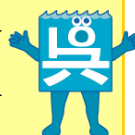
呉市では、中学校区で学校教育目標や目指す児童生徒像を掲げ、その達成に向けて、育成を目指す資質・能力を4・3・2区分の各区分で設定しています。その資質・能力の育成に向け、各中学校区が特色を生かしながら、カリキュラムマップや各種計画に基づく実践を進めています。

※4・3・2区分…前期（小1～小4）、中期（小5～中1）、後期（中2、中3）

各中学校区でどのように取組を進めているの？

小中一貫教育を推進するために、各学校の校長、教頭、小中一貫教育推進コーディネーター等からなる「推進協議会」を設定し、研究の基本方針や年間計画の立案などを行っています。

また、中学校区の研究主題の実現に迫るための部会を位置付け、各部会の目標・方策を共有しながら組織的に取り組んでいます。



小中一貫教育推進コーディネーターって？

呉市では、小中一貫教育を中心となって進める「小中一貫教育推進コーディネーター」を各校に位置付けています。

「小中一貫教育推進コーディネーター」は、校区内の学校をつなぎ、推進協議会や研修会、小中合同行事等の取組を進めるための企画・運営・調整を行う役割を担っています。

これからの呉市の小中一貫教育について教えて！

呉市の25中学校区では、これまで進めてきた小中一貫教育を基盤として、より一層、中学校区の特色を生かしながら、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた取組を進めていきます。

そのモデルとして、「小中で創る『未来の学び』実践事業」として中学校区を指定し、研究による成果を普及させることで、呉市全体の教育の質の向上を図っていきます。



教議第 9 号

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会を次のとおり設置するものとする。

名称	設置校
天応学園学校運営協議会	呉市立天応学園

令和 5 年 4 月 1 日設置

(提案理由)

呉市学校運営協議会規則（令和 5 年呉市教育委員会規則第 3 号）の規定に基づき、呉市立天応学園に学校運営協議会を設置したいので提案する。

議案資料 学校運営協議会の設置について

1 設置の理由

呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の規定に基づき、呉市立天応学園に学校運営協議会を設置したいので提案するものです。

2 名称等

名称	設置校
天応学園学校運営協議会	呉市立天応学園

3 設置日

令和5年4月1日

寄附受納について

学校施設課

呉市立警固屋中学校の生徒に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
東洋無線 株式会社	スーパー創作 神楽用大蛇	一式	507,000円	R5.1.10

5

1

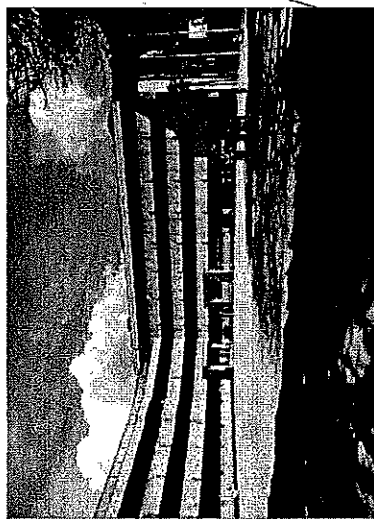
学校施設の建設計画について

学校施設の建設事業（令和5年度～令和9年度）を次のとおり計画する。

事業名	施設名	事業内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小学校 改修事業	坪内小学校	校舎耐震補強 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,024㎡, 4階建て 1,741㎡	設計	耐震補強				
	和庄小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,210㎡		耐力度	設計	長寿命化		
	横路小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,647㎡, 平屋建て 48㎡	校舎建設	仮設校舎解体				
	宮原小学校	既存校舎改修 コンピュータ室を特別支援教室に改修等 校舎改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 1,120㎡	設計	既存校舎改修 仮設校舎建設	旧校舎解体 外構	校舎建設	仮設校舎解体	
小学校 建設事業	港町小学校	校舎・体育館改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,443㎡, 3階建て 1,283㎡	設計	仮設校舎建設など	旧校舎旧体育館解体	校舎・体育館建設	仮設校舎解体	外構
	広小学校	校舎長寿命化 鉄筋コンクリート造 3階建て 696㎡ 校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,424㎡, 平屋建て 99㎡		耐力度	設計	長寿命化 校舎建設	旧校舎解体	外構
	和庄中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,969㎡	校舎建設	仮設校舎解体				
	両城中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 3,193㎡		耐力度	設計	校舎建設	旧校舎解体	外構
中学校 建設事業	昭和中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 985㎡, 1階建て 51㎡		耐力度	設計	長寿命化		
	天応学園	既存校舎改修 図書室を前期課程音楽室に改修等	校舎・旧体育館建設 旧体育館解体	外構	既存校舎改修			

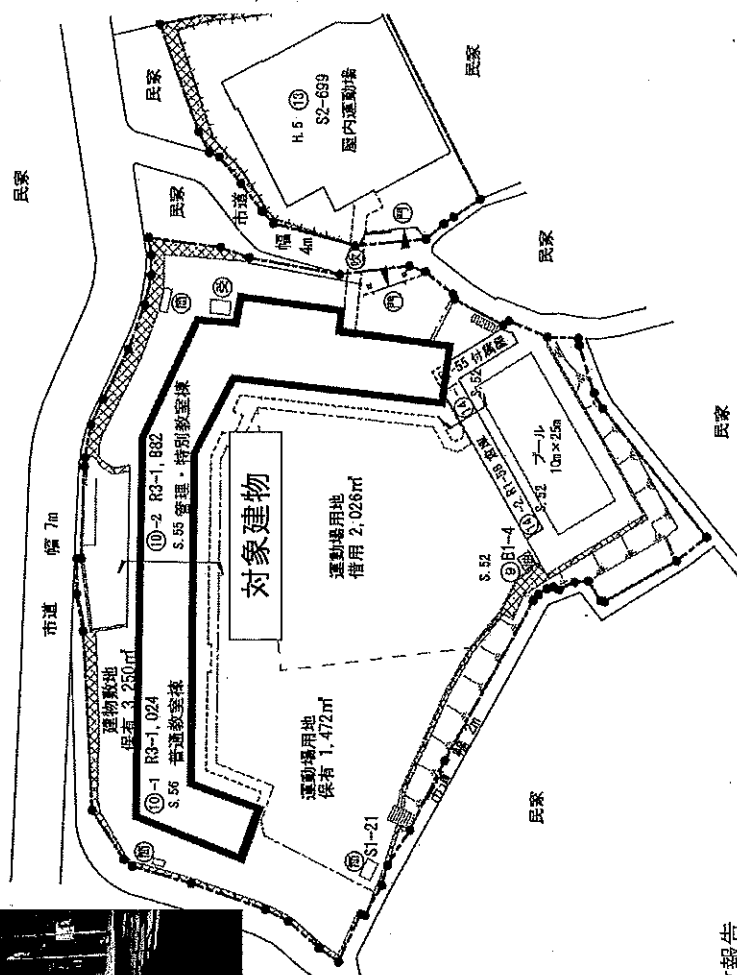
(提案理由)

学校施設建物の新増改築計画を定めるため、この案を提出する。



⑩-2 管理・特別教室棟

棟番号	棟数	建設 年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コン クリート 強度
⑩-1	1	S55	1,024	0.45	C	41.3
⑩-2		S56	1,741	0.34		
合計	1		2,765			



◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

【スケジュール】

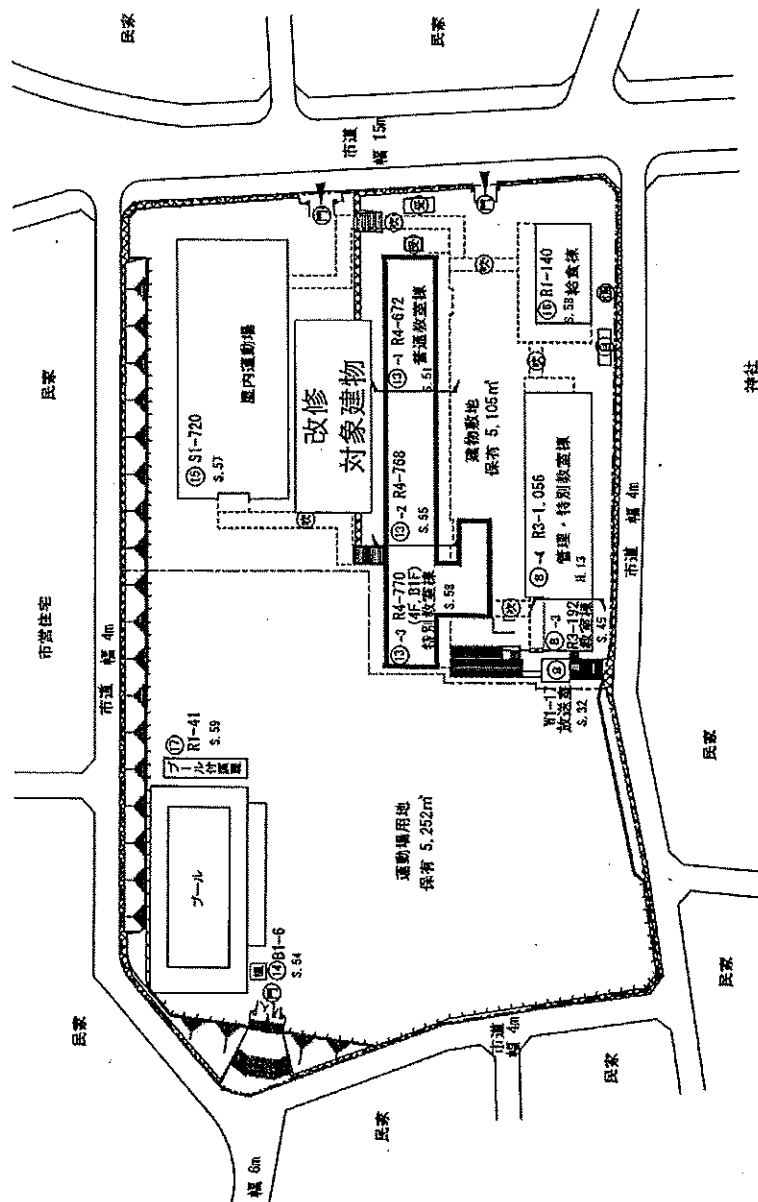
R4 実施設計

R5~R6 耐震補強工事

R4(2022)												R5(2023)												R6(2024)																																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
実施設計												▲												★												耐震補強工事																							

【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)
改修	⑬-1	1	S51	672
	⑬-2		S55	768
	⑬-3	1	S58	770
	合計	2		2,210



◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

【スケジュール】

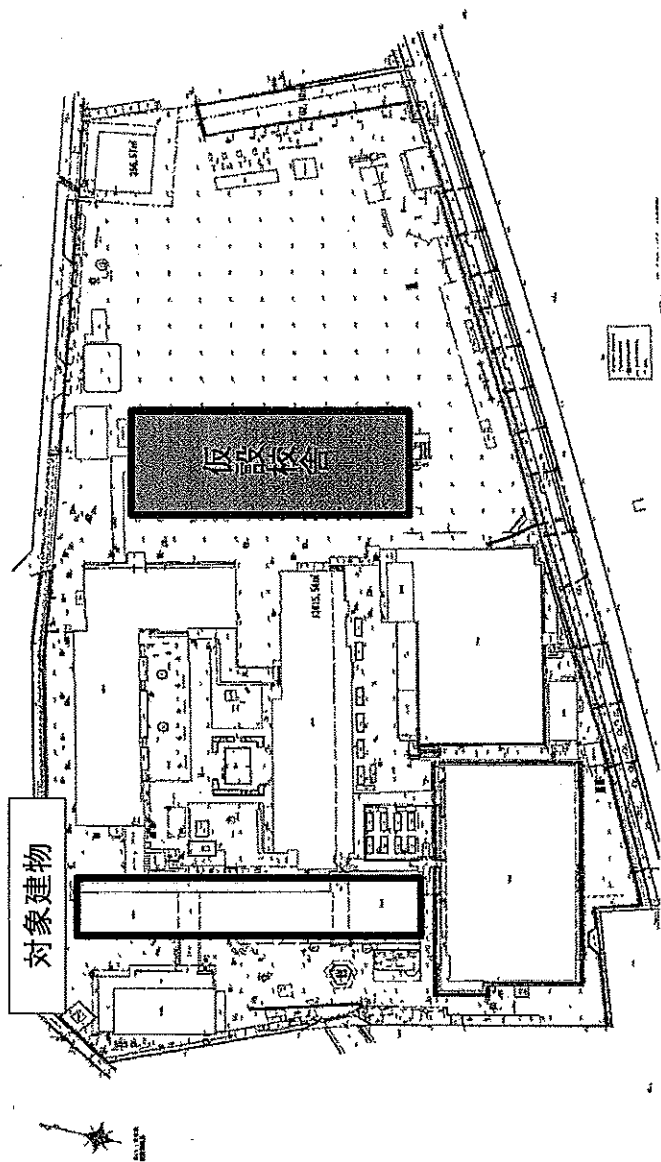
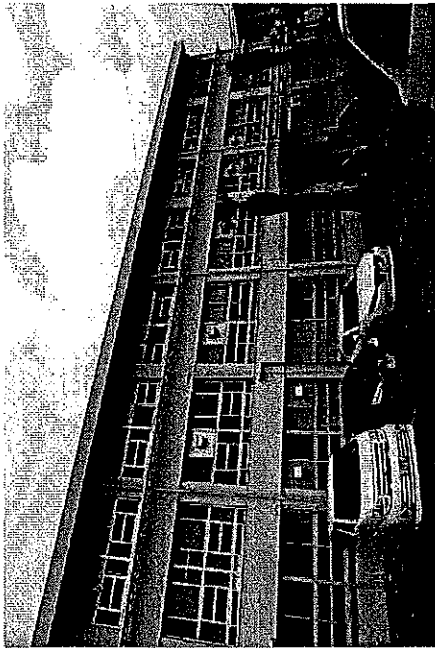
R5 耐力度調査

R6 実施設計

R7・長壽命化改良工事

R5 (2023)												R6 (2024)												R7 (2025)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
耐力度調査 ※耐力度4,500点以下 →改築に変更												実施設計												◆ 長寿命化改良工事											

◆横路小学校建設事業



※コンクリート強度が建替基準（10N/mm²）を下回るのは⑦-1棟のみであるが、対象建物は全て一体利用している建物のため、一体的に取り壊し整備する。

【対象建物】

棟番号	棟数	建設 年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンク リート 強度
⑦-1	1	S40	767	0.32	B	8.1
⑦-2		S48	256			25.3
⑦-3		S52	192			37.0
⑦-4	-	H2	44	新耐震		-
合計	1		1,259			

【スケジュール】

- R2 進入路設置工事、
既設設備の機能確保に伴う設備切替工事、
工損調査、仮設校舎建設
- R3 旧校舎解体工事
- R3～R4 校舎建設工事、外構工事
進入路撤去
- R5 仮設校舎撤去

◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
解 ◎											建 ◎	◆									★																										
進入路設置																								外構工事 進入路撤去																							
工損																																															
電気盛管																																															
機械盛管																																															
仮設校舎建設																																															
												解体												建設工事												仮設校舎撤去											

◆宮原小学校建設事業



③-1, -2 教室棟

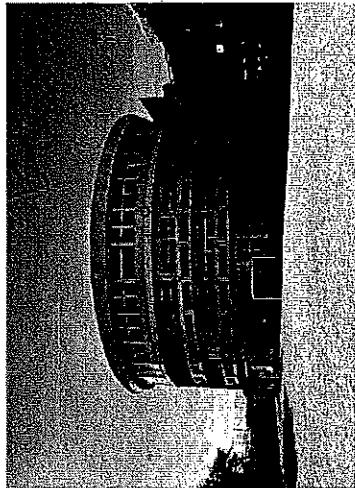
【対象建物】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンクリート 強度
③-1	1	S43	512	0.26	C	11.76
③-2		S42	608	0.26		
合計	1		1,120			

【スケジュール】

	R4(2022)												R5(2023)										R6(2024)										R7(2025)										R8(2026)											
R4	実施設計・地質調査																																																					
R5~R6	外構実施設計																																																					
	既存校舎改修工事																																																					
	仮設校舎建設																																																					
R6	工損調査																																																					
	旧校舎解体撤去																																																					
R6~R7	外構工事																																																					
R7	校舎建設工事																																																					
R8	仮設校舎解体																																																					

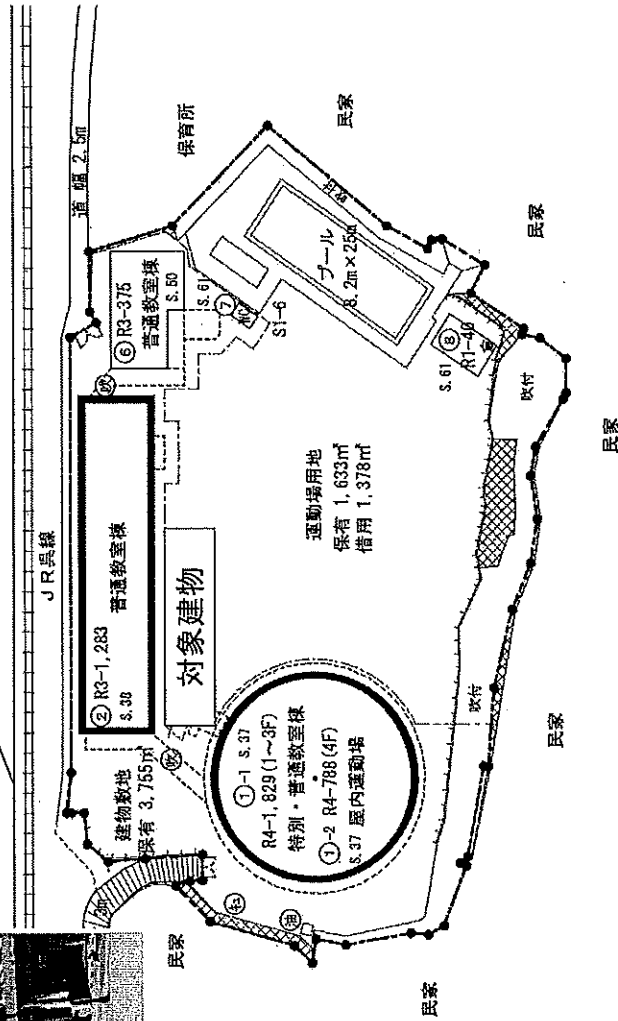
◆港町小学校建設事業



①-1, 2 特別・普通教室棟、体育館



② 普通教室棟



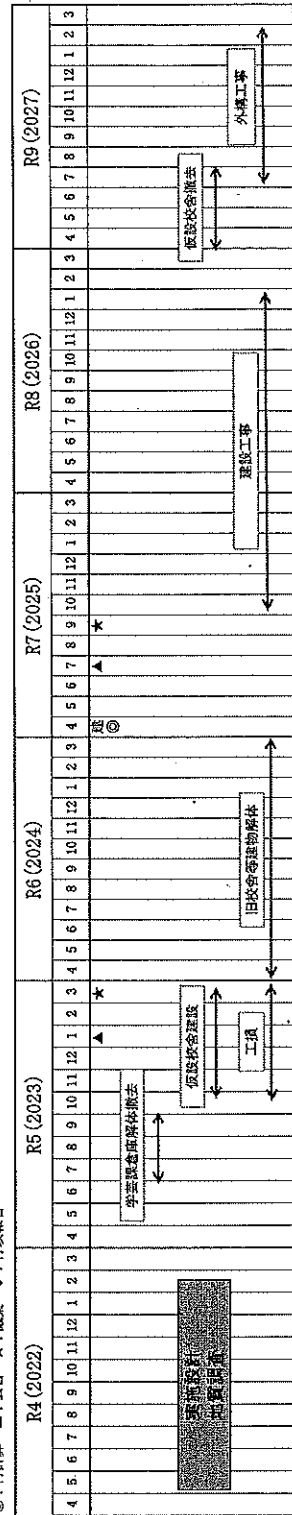
【対象建物】

棟番号	棟数	建設 年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンク リート 強度
①-1	1	S37	1,655	0.31	B	11.39
①-2		S37	788	0.31		
②	1	S38	1,283	0.32	B	9.50
合計	2		3,726			

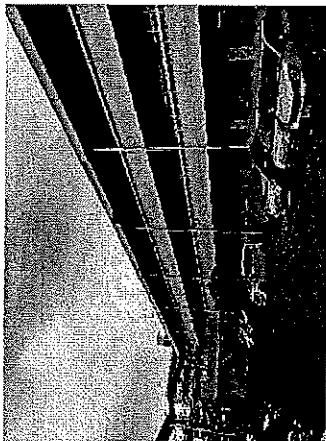
【スケジュール】

- R4 実施設計・地質調査
R5 仮設校舎建設、
工損調査
R6 旧校舎等解体工事
R7~R8 校舎等建設工事
R9 仮設校舎解体、
外構工事

◎：再計算 ▲：公告 ★：提案 ◆：行政報告



◆ 広小学校建設・改修事業（長寿命化改修事業）



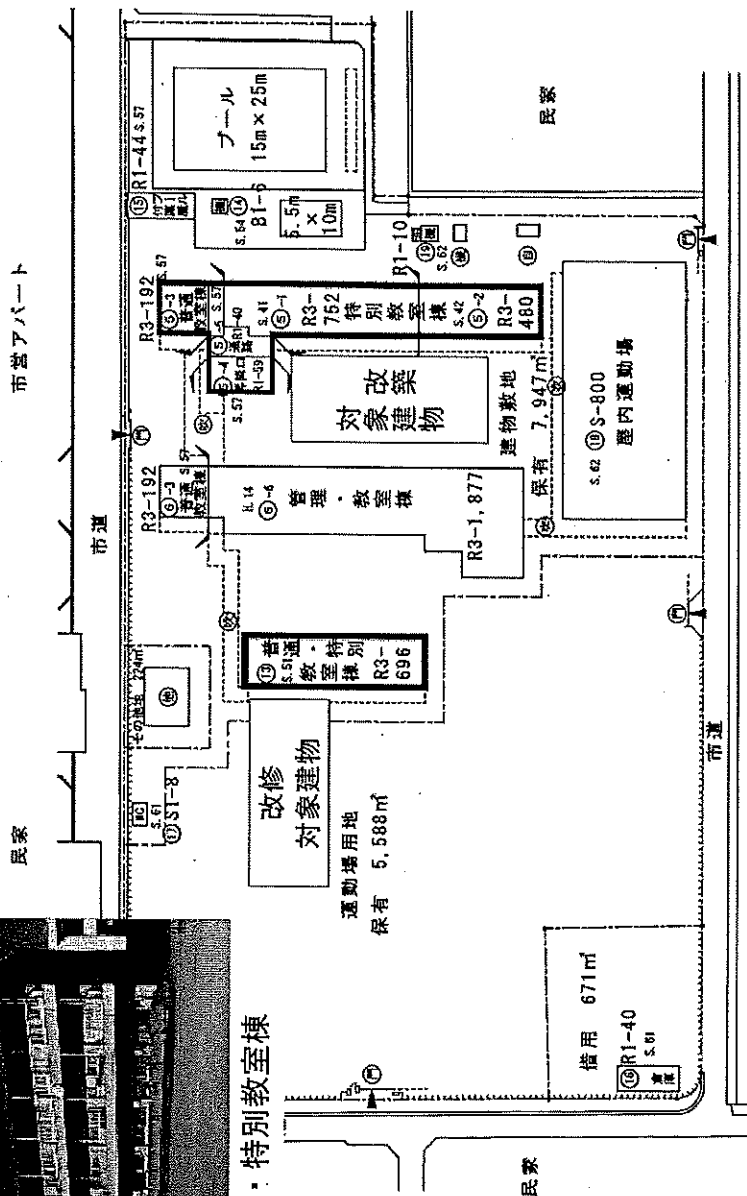
⑤-1, 2, 3, 4, 5 特別教室棟



⑬ 普通・特別教室棟

【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	面積(m ²)
改築	⑤-1	1	S42	752
	⑤-3		S57	192
	⑤-4		S57	59
	⑤-5		S57	40
	⑤-2		S41	480
改修	⑬	1	S51	696
	合計	3		2,219

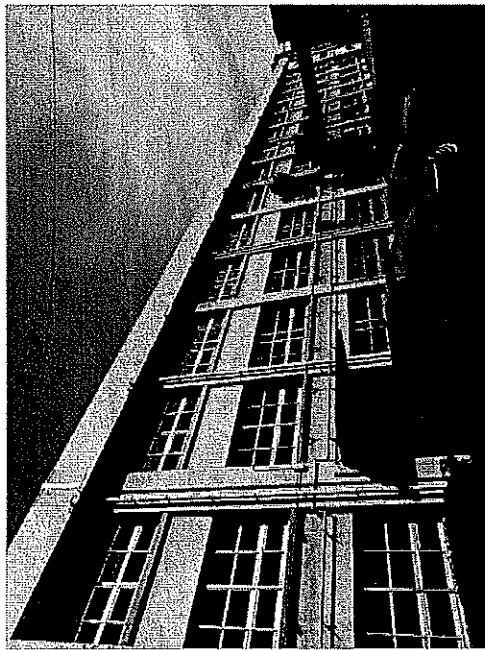


【スケジュール】

区分	R5 (2023)												R6 (2024)												R7 (2025)												R8 (2026)												R9 (2027)																							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
改築	耐力度調査												実施設計												★												◆												★												◆											
	耐力度調査 ※耐力度4500点以下 →改築に変更												実施設計												★												◆												★												◆											
改修	耐力度調査												実施設計												★												◆												★												◆											
	耐力度調査 ※耐力度4500点以下 →改築に変更												実施設計												★												◆												★												◆											
R5	耐力度調査																																																																							
R6	実施設計																																																																							
R7	長寿命化改良工事																																																																							
R7～R8	校舎建設工事																																																																							
R8	工損調査																																																																							
R8～R9	旧校舎解体工事、 外構工事																																																																							

◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

◆和庄中学校建設事業



【対象建物】

棟番号	棟数	建設年度	面積(m ²)	Is値	判定	コンクリート強度
⑧-1	1	S36	800	0.25	C	15.3
⑧-2		S36	745			11.9
⑧-3		S37	646			11.4
⑧-4	1	S38	622	0.29	C	9.4
合計	2		2,813			

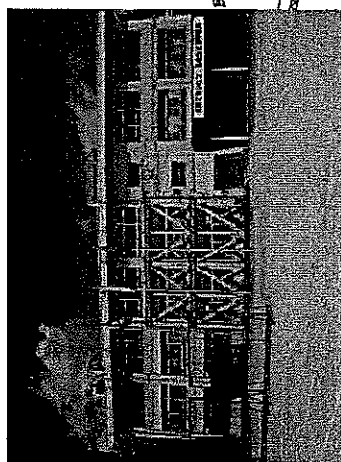
※コンクリート強度が建替基準（10N/mm²）を下回るのは⑧-4棟のみであるが、対象建物は全て一体利用している建物のため、一体的に取り壊し整備する。

【スケジュール】

- R2 主事室改修工事,
- 工損調査, 仮設校舎建設
- R3 旧校舎解体工事
- R3~R4 校舎建設工事
- R5 仮設校舎撤去

◎：再計算 ▲：公告 ★：議案 ◆：行政報告

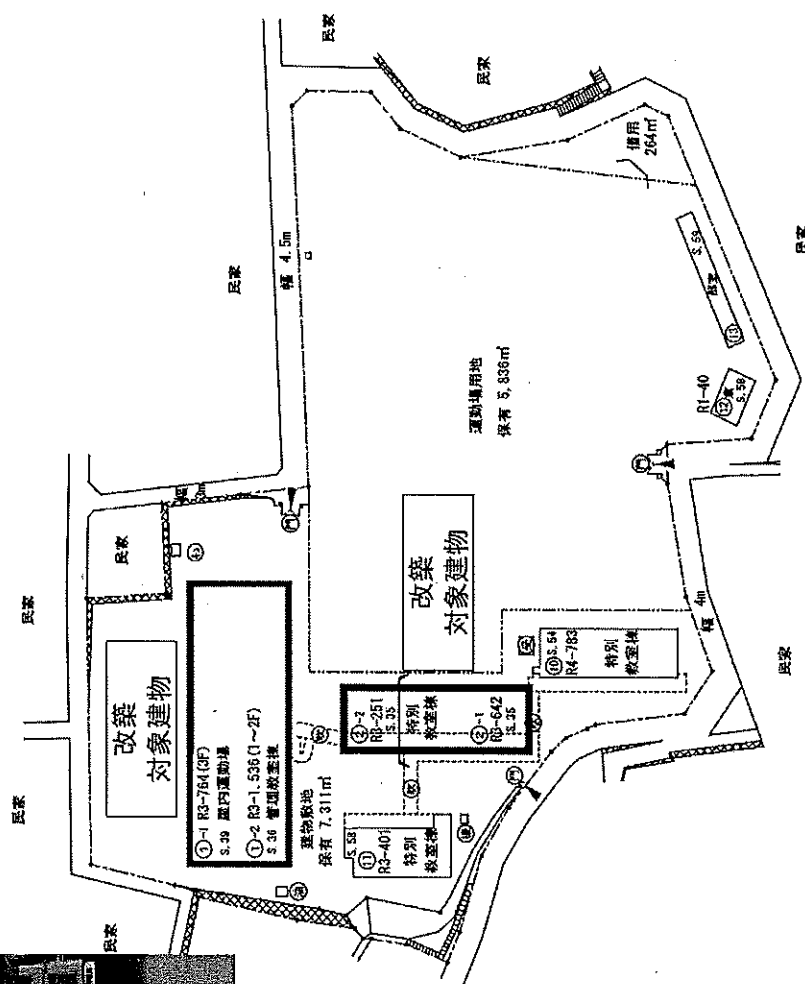
R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
主事室⇒配膳室に改修												解体												建設工事(外構工事含む)												仮設校舎撤去											
工損												★																																			
仮設校舎建設												▲																																			



①-1,-2 管理教室棟,体育館

⑬特別教室棟

【対象建物】	区分	棟番号	棟数	建設 年度	面積 (㎡)
改築		①-1	1	S39	764
		①-2		S36	1,536
		②-1	1	S35	642
		②-2		S35	251
		合計	2		3,193



【スケジュール】

	R5 (2023)												R6 (2024)												R7 (2025)												R8 (2026)												R9 (2027)											
R5	耐力度調査																																																											
R6	実施設計																																																											
R7～R8	校舎建設工事																																																											
R8	工損調査																																																											
R8～R9	旧校舎解体工事、 外構整備工事																																																											



区分	棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)
改修	④-1	1	S45	985
	④-2		S56	28
	④-3		S59	23
	合計	1		1,036



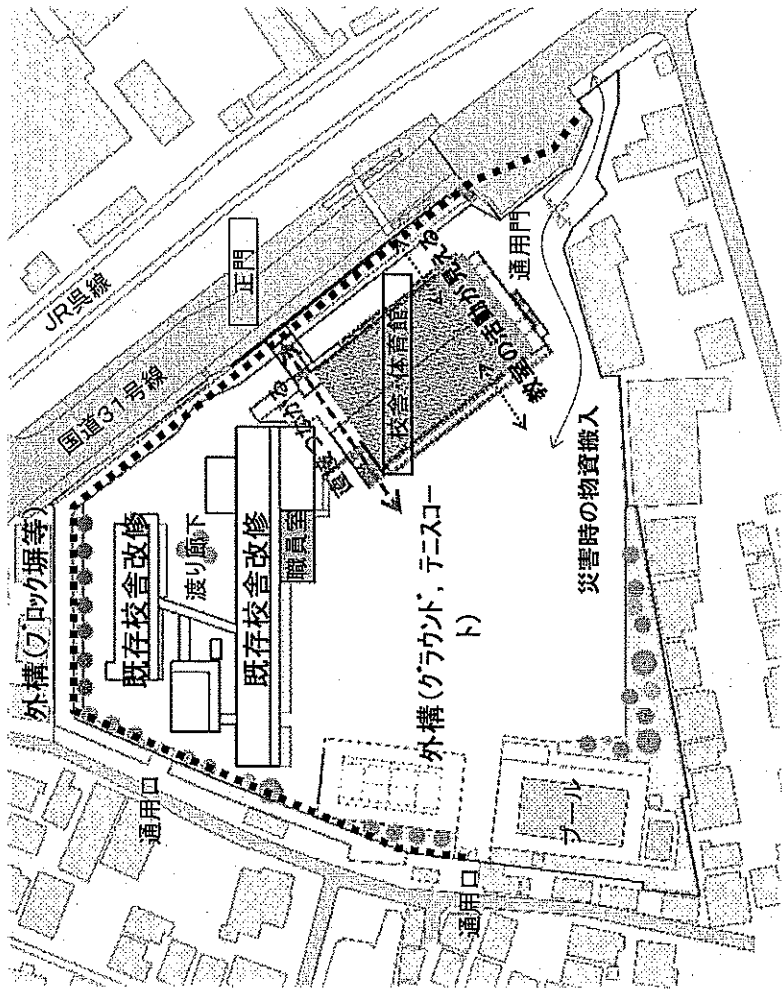
R5	耐力度調査
R6	実施設計
R7	長寿命化改良工事

R5 (2023)												R6 (2024)												R7 (2025)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
耐力度調査 ※耐力度4,500点以下 →改築に変更												実施設計												長寿命化改良工事											

◆天応学園建設事業



天応小学校



【対象建物】

区分	棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)
改修	⑩-1	1	S53	703
	⑩-2	1	S54	1,336
	⑩-3		S63	94
	⑳	1	S56	888
	合計	3		3,021

【スケジュール】

- R2 実施設計
- R3 空調設置, 教室内装改修工事,
外構測量設計
- R3~R4 校舎等建設工事
- R4 教室内装改修工事, 工損調査,
既存体育館解体工事,
既存校舎改修実施設計
- R5 外構工事, 既存校舎改修工事
- R6 既存校舎改修工事

◎: 再計算 ▲: 公告 ★: 懸案 ◆: 行政報告

R2 (2020)												R3 (2021)										R4 (2022)										R5 (2023)										R6 (2024)																	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
実施設計												空調設置												建設工事												教室改修												教室改修											
												教室改修												教室改修																								教室改修											
												給食室改修												給食室改修																						給食室改修													
												外構測量設計 (体育館・グラウンド)												改修実施設計																						改修実施設計													
												工務												既存解体																					既存解体														
												外構工事												外構工事																				外構工事															
												既存校舎改修工事												既存校舎改修工事																						既存校舎改修工事													

教議第 11 号

選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程の一部を改正する告示

選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程（昭和 29 年呉市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

		改正前				改正後			
会場による区分		面積		照明の程度		面積		照明の程度	
略									
天応小学校	屋内運動場	638.6		40	50	897.66		175.1	16
	弁士控室	12.0		40	1			30.6	10
	便所	24.0		20	2	15.75		47.0	1
天応中学校	屋内運動場	785.00		400	20	35.84		21.0	19
	弁士控室	18.80		40	4				

(1) 照明

便所	27.40	40	2
略			
安浦中学校	屋内運動場	686.0	400
	弁士控室	11.8	40
	便所	40.8	40
略			

(2) 演壇

会場による区分	種類及び程度			
	机	いす	黒板	白墨 黒板ふき
略				
天応小学校	1	1	1	3
天応中学校	1	1	1	1
略				
安浦中学校	1	1	1	1
略				

(3) 聴衆席

会場による区分	種類及び程度			
略				
天応小学校	"	"	"	100"
天応中学校	"	"	"	100"
略				
安浦中学校	"	"	"	100"
略				
(4) 弁士控室				

略						
安浦中 学校	屋内運動 場	<u>911.25</u>	<u>170.0</u>	<u>24</u>		
			<u>47.0</u>	<u>10</u>		
	弁士控室	<u>20.00</u>	<u>28.0</u>	<u>1</u>		
	便所	<u>51.13</u>	<u>14.0</u>	<u>21</u>		
略						

(2) 演壇

会場による区分	種類及び程度			
	机	いす	黒板	白墨 黒板ふき
略				
天応学園	1	1	0	0
略				
安浦中学校	1	1	0	0
略				

(3) 聴衆席

会場による区分	種類及び程度			
略				
天応学園	"	"	"	50"
略				
安浦中学校	"	"	"	50"
略				
(4) 弁士控室				

会場による区分	種類及び程度	会場による区分	種類及び程度
略		略	
天応小学校	左側控室	天応学園	左側控室
天応中学校	左側控室		1 "
略			3 "
(5) 便所		(5) 便所	
略		略	
天応小学校	北東側	天応学園	入口左右側
天応中学校	入口左右側		
略		略	
安浦中学校	南側	安浦中学校	入口左右側
略		略	
第2条 設備は、次の場所について行う。		第2条 設備は、次の場所について行う。	
略		略	
天応小学校	屋内運動場	天応学園	屋内運動場
天応中学校	屋内運動場		
略		略	

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市立天応学園の設置及び安浦中学校屋内運動場の建て替えに伴い、所要の規定の整備を行うため、この告示案を提出する。

議案資料 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等
に関する規程の一部を改正する告示の制定について

1 改正の趣旨

天応学園の設置及び安浦中学校屋内運動場の建て替えに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 施設概要

(1) 天応学園

施設の所在地		呉市天応大浜2丁目1番64号
演説会場	名称・面積	屋内運動場・897.66㎡
	照明	175.1W×16個, 30.6W×10個
	演壇	机1台, 椅子1脚
	聴衆席	椅子50脚
弁士控室	名称・面積	左側控室・15.75㎡
	照明	47.0W×1個
	設備	机1台, 椅子3脚
便所	位置・面積	入口左右側・35.84㎡
	照明	21.0W×19個

(2) 安浦中学校

施設の所在地		呉市安浦町中央4丁目2番1号
演説会場	名称・面積	屋内運動場・911.25㎡
	照明	170.0W×24個, 47.0W×10個
	演壇	机1台, 椅子1脚
	聴衆席	椅子50脚
弁士控室	名称・面積	左側控室・20.00㎡
	照明	28.0W×1個
	設備	机1台, 椅子3脚
便所	位置・面積	入口左右側・51.13㎡
	照明	14.0W×21個

3 施行期日

令和5年4月1日から

教議第 12 号

演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し
又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について

演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う
費用の額の一部を改正する告示を次のように定める。

演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し
又は支払う費用の額の一部を改正する告示

演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う
費用の額(昭和40年呉市教育委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前		改正後	
公職選挙法施行令第120条第1項の規定 によつて候補者が納付すべき費用額並びに地 方自治法施行令第107条第4項の規定によ つて普通地方公共団体の議会及びその解散請 求代表者が支払わなければならない費用額を つぎのように定める。		公職選挙法施行令第120条第1項の規定 により候補者が納付すべき費用額並びに地方 自治法施行令第107条第4項の規定により 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代 表者が支払わなければならない費用額を次の ように定める。	
呉市立小中学校及び 呉市立呉高等学校	呉市立学校施設使用 規則に定める使用料 の額	呉市立の小学校、中 学校及び義務教育学 校並びに呉市立呉高 等学校	呉市立学校施設使用 規則に定める使用料 の額

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備を
行うため、この告示案を提出する。

議案資料 演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について

1 改正の趣旨

義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

義務教育学校についての規定を加えます。また、字句の訂正を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日

教議第13号

呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令

呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令（平成10年呉市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条の規定により、次に掲げる職にある者を議事説明員として委任する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条の規定により、呉市職員の給与に関する条例施行規則（昭和27年呉市規則第10号）第3条の2第1項の表一般職の部に掲げる職（教育委員会の任命に係るものに限る。）にある者を議事説明員として委任する。
(1) 教育長	
(2) 呉市職員の給与に関する条例施行規則（昭和27年呉市規則第10号）第3条の2第1項の表一般職の部に掲げる職（教育委員会の任命に係るものに限る。）	

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

（提案理由）

市議会に議事説明員として出席しなければならない職員について、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

市議会に議事説明員として出席しなければならない職員について、所要の規定を整備するものです。

2 改正の内容

市議会に議事説明員として委任する職員から、教育長を除きます（既に地方自治法において、教育長の出席義務が定められているため。）。

3 施行期日

令達の日

《参考》

地方自治法

第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長（省略）並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。（以下省略）